



2018年2月6日

各位

会社名 日本たばこ産業株式会社
代表者名 代表取締役 小泉 光臣
(コード番号 2914 東証 第一部)
問合せ先 IR広報部(TEL 03-3582-3111(代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年3月27日開催予定の第33回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の目的

当社は、経営環境の加速度的な変化に対応して、コーポレート・ガバナンスの深化に努めてまいりました。これにより、社長の諮問に応ずることを目的とした相談役及び顧問については、設置する必要性が認められなくなったことから、当該規定を削除するものです。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(相談役及び顧問)</u> 第25条 本会社は、取締役会の決議によって、相談役及び顧問若干名を置くことができる。	(削除)
2 <u>相談役は、本会社の業務一般について、顧問は、特定の業務について、社長の諮問に応ずるものとする。</u>	
第26条～第35条 (条文省略)	第25条～第34条 (現行どおり)

3. 日程

本定款変更については、2018年3月27日開催予定の第33回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認可決され、日本たばこ産業株式会社法に定める財務大臣の認可を受けた後、効力が発生します。

以上